

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「お客様」「地域社会」「取引先様」「株主様」「働く仲間」という5つの社会とのつながりを「私達の理念」として策定しており、5つの「社会のお役に立つ」ことを目指しております。また、イオングループとして共有する「イオンの基本理念」とともに、当理念を、企業活動を通して実践することで、ステークホルダーの皆様からの信頼に応え、更なる企業価値向上を目指してまいります。

そのために、経営の透明性・健全性を高め、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していく経営組織体制を構築・維持し、意思決定の迅速化、経営の更なる効率化を図るとともに、経営の監督機能の強化、コンプライアンス経営に取り組み、ステークホルダー重視の公正な経営システムの構築・運用を実行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム、招集通知の英訳】

現状、外国人による当社株式の保有比率が低いため、コスト等を勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社では、英語での情報の開示・提供については、現状、外国人による当社株式の保有比率が比較的低いため、その効果を勘案し行っておりませんが、今後、株主構成の変化等の状況に応じて、英語での情報開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有しないことを方針としておりますが、取引先様との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の経営戦略的観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、取引先様等の株式を保有することがあります。また、主要なものについては、保有する上での経済的な合理性や取引先様との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等について検証しております。また、新たに政策保有株式を取得する場合は、取締役会にて決議を行います。

議決権の行使については、当社グループおよび当該発行会社の中長期的な企業価値向上につながるか、または当社が株式を保有している意義が損なわれていないかを判断基準としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と関連当事者との取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、適法かつ適切な開示を実施するとともに、当該取引の必要性・合理性および取引条件の妥当性が確保されることを前提としており、取引条件につきましては、一般的な取引条件を参考に決定することを基本方針としております。

また、当社グループでは、全役員に関連当事者取引等の有無に関する申告として、取引確認書の提出を義務付けております。

なお、新たに関連当事者等に該当する者と取引を開始する場合は、予め取締役会に取引の内容、必要性・合理性および取引条件の妥当性が確保されているかの確認を求めています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念や経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト(<http://www.mv-chubu.co.jp>)等に掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針は当社ウェブサイト(<http://www.mv-chubu.co.jp>)に掲載しております。

(3) 取締役の報酬については役位に加えて、会社業績や各取締役の貢献度などを勘案し、代表取締役社長が取締役会に付議する原案を作成し、社外取締役を含む取締役会において審議の上、決定しております。また、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

(4) 取締役候補者選定については、代表取締役社長が取締役会に付議する原案を作成し、社外取締役を含む取締役会において審議の上、決定しております。

(5) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載のとおりです。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令および取締役会規則にて取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行っております。重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体および当該業務の各本部長等に職務責任権限規程に定められた範囲で権限を委譲するとともに、取締役会はそれらの会議体及び各本部長等の職務執行の状況を監督しております。

社外取締役は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会および経営者の業務執行並びに当社と経営陣等との間の利益相反を監督しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】および【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の構成の考え方】

当社の取締役会は、当社の規模、業種を勘案して定款で取締役10名以内、監査役5名以内と定めております。現状、取締役7名、監査役4名で構成された取締役会は、小売事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し、多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。また、多様な意見を取り入れるため、企業経営に関する豊富な経験または会計と税務の専門知識を有した社外取締役を2名選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役および社外監査役をはじめ取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。兼任状況については、株主総会招集通知並びに有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保の分析・評価】

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会の機能および実効性のより一層の向上に取り組むことが重要であると考えております。この取り組みの一環として、取締役会の実効性に関する分析および評価を行い、2016年度の分析・評価が完了しました。その結果の概要は次のとおりです。

1. 評価の方法

(1) 本年度の分析・評価では、以下の事項を内容とするアンケートをすべての取締役・監査役に配布し、その回答を得ました(回答は無記名方式)。本回答の集計結果に基づき、取締役会において、外部機関からいただいた意見も参考にして、当社グループの企業価値を持続的に向上させるためのコーポレートガバナンスのあり方という観点から、当社取締役会の実効性に関する議論を行いました。

(2) 評価項目

評価を実施した大項目は以下の通りです。

〔無記名アンケートの内容〕

- ・取締役会の構成に関すること
- ・取締役会の運営に関すること
- ・取締役会の議題に関すること
- ・取締役会を支える体制に関すること

2. 分析・評価結果の概要及び課題について

・取締役会の構成に関すること

複数の独立社外取締役を含め、専門性と経験を備えた取締役で構成され、活発な議論・検討、迅速な意思決定を行っており、構成人数も適切であると認識いたしました。

今後の検討課題としては、ダイバーシティの観点及び社内・社外のバランスを踏まえた構成について継続的に検討してまいります。

・取締役会の運営に関すること

取締役・監査役は、積極的に監督及び助言のための発言及び質疑を行い、全体として活発な議論がなされていると認識いたしました。

今後の検討課題としては、議題の設定・効率的な報告等の具体的な工夫、情報提供のあり方の改善等について継続的に検討してまいります。

・取締役会の議題に関すること

取締役会の議題設定や進行・審議、経営上の重要課題について建設的に議論が行われ、一定の実効性が確保されていると認識いたしました。

今後の検討課題としては、さらなる実効性を向上させるため、取締役会の議題をより戦略的な議題へ傾注させる等、議題選定・効率的な議事運営等の改善をしてまいります。

・取締役会を支える体制に関すること

取締役会を支える組織体制は、一定の実効性が確保されていると認識いたしました。

今後の検討課題としては、取締役・監査役としての職責に対する理解を深めるため、計画的な取締役・監査役の研修機会(コンプライアンス、法令改正等)、及び独立社外役員との定期的な意見交換会の実施・促進をしてまいります。

3. 今後の検討方針

これらの分析評価結果につきましては、2017年度取締役会の運営課題として対応していくと同時に、中長期的な課題については引き続き取締役会の中で議論していくことといたしました。

また、取締役会のさらなる機能向上を図るべく、今後も年1回、継続的に取締役会の実効性評価を行ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針】

当社では、新任の常勤取締役に対して、就任時に定款等の会社基礎資料を配付するとともに、役割と責務について外部の新任取締役研修に参加することにより理解を図っております。また、取締役・監査役が、職務遂行上必要な法令や知識の修得、その適切な更新の機会を提供することが重要であると認識しており、継続的なトレーニングの場の提供に努めております。これらに係る費用については当社にて負担しております。社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的にこれらに関する情報提供を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主様との建設的な対話を重視し、経営幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

IRを担当する取締役は経営管理本部長が務めており、担当部署は総合企画部となっております。

IR情報については、当社ウェブサイトのIR情報に開示しており、投資家・アナリスト向けの説明会は年2回実施しております。株主様との対話は、株主総会以外に、株主懇談会の開催、IRイベントへの参加等を通して、積極的に株主様との対話の場を設けております。

株主様との実際の対話(面談等)への対応は、株主様の希望と主たる関心事項を踏まえた上で、合理的な範囲で、IR担当取締役等が対応しております。対話により得られた情報は、適宜経営幹部や取締役会へフィードバックしております。

なお、当社は「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を定め、内部情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	21,140,097	66.61
株式会社百五銀行	662,300	2.08
株式会社ウメト	636,000	2.00
株式会社第三銀行	631,937	1.99
三菱食品株式会社	597,622	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	385,000	1.21
マックスバリュ中部取引先持株会	361,968	1.14
竹内晶子	325,400	1.02
加藤産業株式会社	300,000	0.94
マックスバリュ中部従業員持株会	287,909	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、純粋持株会社イオン株式会社を中心とする企業集団に属しており、親会社のイオン株式会社は、当社株式の66.61%を所有しております。当社を含む同社グループ内での取引に関しては、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しているため、親会社との取引が少数株主の利益を害することがないように努めております。

今後も、親会社の影響を受けず、少数株主の保護上問題のない体制を構築してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

(当社の親会社からの独立性確保に関して)

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社株式の66.61%を所有しております。

当社は親会社に対し、適宜、協議もしくは報告を行っておりますが、最終的な経営判断は全て当社で行っており、親会社の承認を要する事項や事前報告事項などの制約事項はありません。また、当社の持続的な成長、企業価値の向上を目指し、親会社グループの一員として、グループ各社との相互の自主性・独立性を尊重しつつ、連携を図っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高島健一	他の会社の出身者											
羽石清美	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島健一	○	_____	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営及びコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくことを目的として選任いたしました。また、当社の親会社や一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、その独立性・専門性が一般株主保護に寄与するものと考えられるため、独立役員に指定しております。

羽石清美	○	——	公認会計士、税理士の資格を有しており、豊富な専門知識と経験を当社の経営及びコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくことを目的として選任いたしました。また、証券取引所の指定する条件及び実態面から、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、十分な独立性が確保されているため、独立役員に指定しております。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役と会計監査人との連携状況
事業年度の開始に当たり、会計監査人より、監査計画の概要について監査役に説明がなされ、意見交換をしております。また四半期決算においては、会計監査人の四半期レビューの過程において、監査役は会計監査人よりレビュー内容及び重要な問題点の有無に関して報告を受けております。事業年度の年間決算においても監査役は四半期レビューと同様、監査上の課題等について報告を受けております。会計監査人より提出された監査報告書及び監査結果の要約を参考に、監査役会は監査報告書を作成しております。
- ・監査役と内部監査部門との連携状況
監査役は内部監査部門である監査部と日常業務監査の状況等について定期的に意見交換を実施しております。また、監査役は内部統制システムやリスク管理等に関わる部署の活動状況を聴取するとともに、意見交換を行うことにより連携を深め、監査の質的向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
山崎 猛	他の会社の出身者												
清水良寛	弁護士												
井上義信	他の会社の出身者												

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」「
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 猛		親会社及び親会社の関連会社での職務経験、親会社の関連会社での役員経験	豊富な経験を有しており、経営全般における監督と有効な助言をいただき、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
清水良寛	○	――	弁護士としての専門的知識、経験等を有しており、客観的な立場で、適切な監査をしていただける方であり、当社の社外監査役として適任であると考えております。また、当社の親会社や一般株主と利益相反が生じる恐れもなく、その独立性・専門性が一般株主保護に寄与するものと考えられるため、独立役員に指定しております。
井上義信		親会社及び親会社の関連会社での職務経験、親会社の関連会社での役員経験	豊富な経験と識見を有しており、経営全般における監督と有効な助言をいただき、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、原則として、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度としており、企業価値増大に貢献するものと考えております。年間営業利益の達成水準に基づく支給基準を定め、これに基づいた支給額を決定しております。株式報酬型ストックオプション制度については、第34期定時株主総会で決議された枠(上限4,000万円、付与個数350個)内で年間経常利益の達成水準に基づき毎年取締役会で付与個数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

社外取締役に關しては執行と一線を画し、透明性を確保するため、業績連動型報酬や株式報酬型ストックオプションの対象とはしていません。また、監査役に対する報酬は、その独立性を確保するため、業績連動型報酬や株式報酬型ストックオプションを採用していません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2017年2月期中に取締役に支払った報酬額は、取締役8名に対し120,923千円であります。報酬額には、2017年4月12日開催の取締役会決議により、2017年5月10日に株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の役員業績報酬引当金繰入額(取締役5名17,816千円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、2007年6月20日開催の第34期株主総会で決議された報酬限度額(300百万円)の範囲内で、役職・業績等を勘案し、取締役会で協議を経て決定しております。

監査役の報酬につきましては、2007年6月20日開催の第34期株主総会で決議された報酬限度額(40百万円)の範囲内で、監査役会の協議を経て決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

社外取締役(社外監査役)の職務を補助する担当部署は総合企画部であり、必要に応じて監査部をはじめとする関係部署が社外取締役(社外監査役)を補助する体制としております。このほか、取締役会に提出される議題及び付議資料については、取締役会事務局である総合企画部があらかじめ社外取締役及び社外監査役に送付する体制としております。

社外取締役に対し、経営管理担当取締役が、取締役会資料の事前説明を詳細に行うことにより、社外取締役が自身の専門的な知識や豊富な経験に基づき、取締役会において意見を述べ、必要に応じて改善提案等ができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・現状の体制の概要

取締役会は男性6名、女性1名の計7名の取締役で構成され、うち2名が社外取締役となっております。社外取締役は多様な視点から取締役会の適切かつ有効な意思決定を図るとともに、経営の監督体制を確保しております。取締役会は月1回以上開催し、法令、定款及び取締役会規則の定めにより、会社の経営方針や業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務執行の監督並びに取締役会が任命した執行役員の業務執行状況を監督しております。

その他、経営に関わる会議体として、常勤取締役・常勤監査役をはじめ、各本部長、部長を構成メンバーとして、経営会議等を設置し、業務執行の効率化、迅速化及び適正化を図る体制を構築しております。

・監査役の機能強化に向けた取り組み状況

監査役監査については、監査役会が定めた監査方針に基づき、会社の重要な会議に出席するとともに、毎月1回監査役会を開催しております。監査役は、取締役及び部署長との面談を行うとともに、会社の重要な会議に出席した内容等をもとに協議し、情報の共有を図っております。

また、監査役は、会計監査について有限責任監査法人トーマツが行う年間監査計画に従った法定監査の他、会計上の課題について四半期毎に報告を受けることにより、確認を行っております。

・責任限定契約の概要

当社は社外取締役2名及び社外監査役1名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第423条第1項に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社の体制を採用しております。監査役会は常勤監査役1名を含む社外監査役3名及び監査役1名の計4名で構成されております。監査役は毎月開催される取締役会に出席し、経営の透明性・客観性・効率性・適法性をチェックするとともに必要に応じて意見を述べ、取締役会及び取締役の業務執行の監査を適切に行う体制を整備しております。当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であり、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が株主総会の議案を十分に審議いただけるよう、毎年招集通知は会日の2週間以上前に発送しております。2017年5月17日開催の第44期定時株主総会においては、招集通知発送に先がけ、株式会社名古屋証券取引所の上場会社情報や当社ウェブサイトにおいて早期掲載をいたしました(4月21日)。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は当社株式の流通の活性化と当社の店頭顧客を中心として「お客さま株主」の拡大を図っており、多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避ける日程を選定し、定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	第44期定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使が可能になりました。
その他	・当社ウェブサイトにて株主総会招集ご通知の電子データを掲載しております。 ・定時株主総会では映像による事業報告を活用し、株主総会での報告事項を分かりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストや機関投資家を対象とした決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR情報」にて、四半期毎の決算短信や、半期毎の報告書「MV中部通信」の他、月次の売上状況についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「お客様」「地域社会」「お取引先様」「株主様」「働く仲間」という5つの社会とのつながりを「私達の理念」として策定しており、5つの「社会のお役に立つ」ことを目指しております。また、イオングループとして共有する「イオンの基本理念」とともに、これらの理念を経営理念として掲げ、事業活動に取り組んでおります。 これらの理念に基づき、2003年7月、イオン株式会社が、関わりをもつすべての人々に対し取るべき行動を示した『イオン行動規範』を制定し、お客さまはもちろん、地域社会やお取引先、株主の皆様との強固な信頼関係を築くための判断基準として、グループ各社で共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、スーパーマーケットを営む上で、「地域社会への貢献」「環境負荷の軽減」といった企業市民としての責務を果たしつつ成長・発展をし続けるため、企業活動を「経済性」「社会性」「環境性」という3つの側面から見直し、継続的改善に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な会社情報については、取締役会に付議を行った上、金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づく開示判断を行い、情報取扱責任者がTDnetにより名古屋証券取引所に適時開示を行っております。同時に、報道機関への資料配布、当社ウェブサイトへの情報掲載などを行っております。また、情報開示にあたっては「情報開示規程」に基づき実施しております。 情報開示に至るまでの内部情報につきましては、社内規程「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき、厳重な情報管理を行っております。

その他

当社は、人権を尊重し、国籍・人種・性別・学歴・宗教・心身の障がいなどを理由とした差別を一切行わないという考え方にに基づき対応しております。

担当組織として、ダイバーシティ担当を設置し、幅広い人材の育成・登用に取り組んでおります。特に、女性管理職候補者の育成を推進し、女性が働きやすい環境の整備に取り組むとともに、外国籍人材の積極的な登用にも取り組み、従業員が能力を発揮できる企業風土づくりに取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ企業倫理観の向上を図るため次のコンプライアンス体制を構築しております。
(1) イオングループとして共有する「イオン行動規範」及び当社の「私達の理念」を全ての行動の基本理念とし、これを取締役、使用人に対し周知徹底するために、「ハンドブック」、「コンプライアンス基礎」等を通じて法令遵守と倫理意識の向上を図っております。
(2) 法令遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る施策の整備・運用状況を審議する機関として、取締役、各部門長を委員とする「リスク管理委員会」を定期的に実施しています。また、「内部統制推進委員会」を定期的に開催し、内部統制システム及び財務報告に係る内部統制の構築・推進について審議しております。重要な課題については、取締役会で報告しております。
(3) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる各種規程・マニュアル・手順書の整備を進めるとともに、財務・経理関係の組織・体制の強化を進め、さらにその関係及び本部内各部署の内部監査を強化・充実しております。
(4) 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制としております。また、使用人については、当社独自の内部通報制度(マックスバリュ中部110番)またはグループ全従業員を対象としたイオン内部通報制度(イオン行動規範110番)により直接報告できる体制を整えております。
(5) 当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、又、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をしております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会議事録及び関連資料、経営会議議事録及び関連資料、取締役を最終決裁者とする決裁申請書、通常決裁申請書等、取締役の職務の遂行に係る文書(電磁的記録を含む)は、これに関する資料とともに「文書管理規程」、その他関連規程に従い、各主管部署が保管しております。
(2) 監査役から上記の文書等の閲覧請求があった場合、速やかに提出できる状態を維持します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理体制として、「リスク管理規程」「リスク評価規程」に基づき、個々のリスク(経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク)の責任及び対応部署を定めるとともに、企業集団としてリスクを統括的に管理する体制を確保しております。
(2) 定期的に「リスク管理委員会」を開催し、各部署のリスク管理の状況を確認するとともに、発生事案の原因分析と予防対策の検討を行っております。また、重要な事案については、経営会議、取締役会にて報告しております。
(3) 経営に重要な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応による拡大の防止策、再発防止策を講じております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 職務執行を効率的に行うために、経営に係る重要事項については、「組織規程」、「職務責任権限規程」、「会議規程」等の社内規程に従い、各部門の会議、経営会議、予算会議等で協議した上で、取締役会に提案・決定しております。
(2) 取締役会での決定に基づき、各業務部門を担当する担当取締役は、具体的な施策を迅速・効率的に遂行しております。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、グループ各社の関係部署が定期的に開催する分野別担当者会議に出席し、法改正の動向と対応策及び業務効率化に資する対処事例の水平展開を進めております。当社としては、水平展開の候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告などを適宜受ける体制としており、具体的な対応の決定については当社が自主決定しております。
(2) 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の監査を実施するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部門が横断的に指導しております。
(3) 子会社は、営業状況、財務状況、その他重要な情報について、当社取締役会において定期的に報告をしております。
(4) 当社取締役が、子会社の取締役会等重要な会議に出席し、統括的に管理及び指導を行っております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 監査役は、その職務を補助する組織を総合企画部とし、監査役は総合企画部所属のスタッフに必要な事項を命令することができます。
(2) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合は、当社の使用人から補助者を任命するものといたします。
(3) 監査役は、その職務を補助する者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものといたします。
7. 上記6.の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動人事考課等人事権に係る事項の決定には監査役の事前の同意を必要とするものとします。
8. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。
9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等から当社の監査役への報告を確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役及び使用人の業務執行状況を把握しております。
(2) 取締役及び使用人に対し、監査役からの質問、資料閲覧請求があった場合、迅速かつ速やかに対応する体制としております。
(3) 各業務担当取締役は、定期的に監査役とのミーティングを行い、業務執行状況を報告しております。
10. 上記9.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、使用人等に周知徹底しております。
11. 監査役が職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした時は、経営管理部門が確認を行い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。
12. 監査役が職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役と代表取締役社長並びに各業務執行取締役、監査法人との定期的な意見交換の場を設定しております。
(2) 監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家に対し、監査業務に関する助言を受ける機会を設けるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「内部統制システムに関する基本方針1 - (5)」に次のとおり定めております。

当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。

2. 整備状況

(1)「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた当社の基本原則を定めております。

(2)反社会的勢力の排除を推進するために総務部を統括管理部署とし、また、各店舗に不当要求対応の責任者を設置しております。

(3)取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。

(4)反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

(5)反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から、警察・暴力団追放運動推進センター・企業防衛協議会・弁護士等の外部機関と密接な連携関係を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は、現在のところ導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示に係る社内体制について >

1. 適時開示に係る基本姿勢

当社は、ステークホルダーに対して適切に情報開示を行うことを目的とし、情報開示の正確性、公正性及び適時性を確保することに留意し、決定事項に関する情報、発生事項に関する情報及び決算に関する情報のうち金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則が要請される重要情報、並びに投資判断に影響を与えと思われる情報などについて、適切に情報開示を行います。

2. 適時開示担当

責任者は経営管理本部長とし、担当部署は総合企画部とします。

3. 適時開示方法

取締役会の承認をもって、速やかに開示責任者が開示をいたします。情報開示は、証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム(TDnet)及び必要に応じて記者発表等によって行います。併せて、株主様が当社に関する主な情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ウェブサイトに掲載いたします。

4. 決定事実に関する事項

開示担当者は取締役会、経営会議等、重要会議の付議事項を予め入手するとともに、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば開示資料を作成し、重要事項の承認後直ちに開示いたします。

5. 発生事実に関する事項

該当事実が発生した場合、各部署責任者が経営管理本部長に伝達、開示責任者はその事象が適時開示の対象となる重要事実であるかを検討し、開示担当者に開示資料の作成を指示、作成後は取締役会及び代表取締役へ報告し、速やかに公表いたします。

6. 決算に関する事項

開示責任者は財務部が作成した決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を確認後、取締役会にて承認後速やかに公表いたします。

< コーポレートガバナンス体制図 >

